

※ 保存期間10年(令和13年3月31日まで)

○医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について(通達甲)  
(令和2年9月30日徳企第141号)

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されることに伴い、別添のとおり警察庁から医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について(令和2年9月25日警察庁丁企画発第472号)が示達された。県警察においても、この警察庁の通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について(令和2年9月25日警察庁丁企画発第472号)」については、警察庁ホームページをご覧ください。